

NETISの登録方法 について

近畿技術事務所

近畿技術事務所

目次

1. NETISについて

2. NETIS登録方法について

1.NETISについて

- ①新技術とは
- ②NETISの記号説明
- ③NETIS活用の流れ
- ④新技活用術評価会議について
- ⑤活用効果調査表の作成
- ⑥NETISの掲載期限について
- ⑦NETISに登録の利点について
- ⑧活用促進について

①新技術とは

新技術とは？

新技術：技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されており、実用化している公共工事等に関する技術であって、当該技術の適用範囲において**従来技術**に比べ活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術をいう。

従来技術：公共工事等において標準的に使用され、標準積算の対象となる技術等をいう。

活 用：新技術を直轄工事等にて用いることをいう。

②NETISの記号説明

NETISの登録番号について

KK-000000-A (V・VE・VR・AG・VG・VEG・VRG)

KK-は登録地整の記号

CB(中部)	CG(中国)	HK(北海道)	HR(北陸)	KK(近畿)
KT(関東)	QS(九州)	SK(四国)	TH(東北)	OK(沖縄)

KKK-は港湾登録技術の記号

KK-000000-A

00は登録年度

KK-000000-A

0000は年度毎の登録番号

KK-000000-A

-Aは、未評価技術

-Vは、評価技術(事前審査含む)

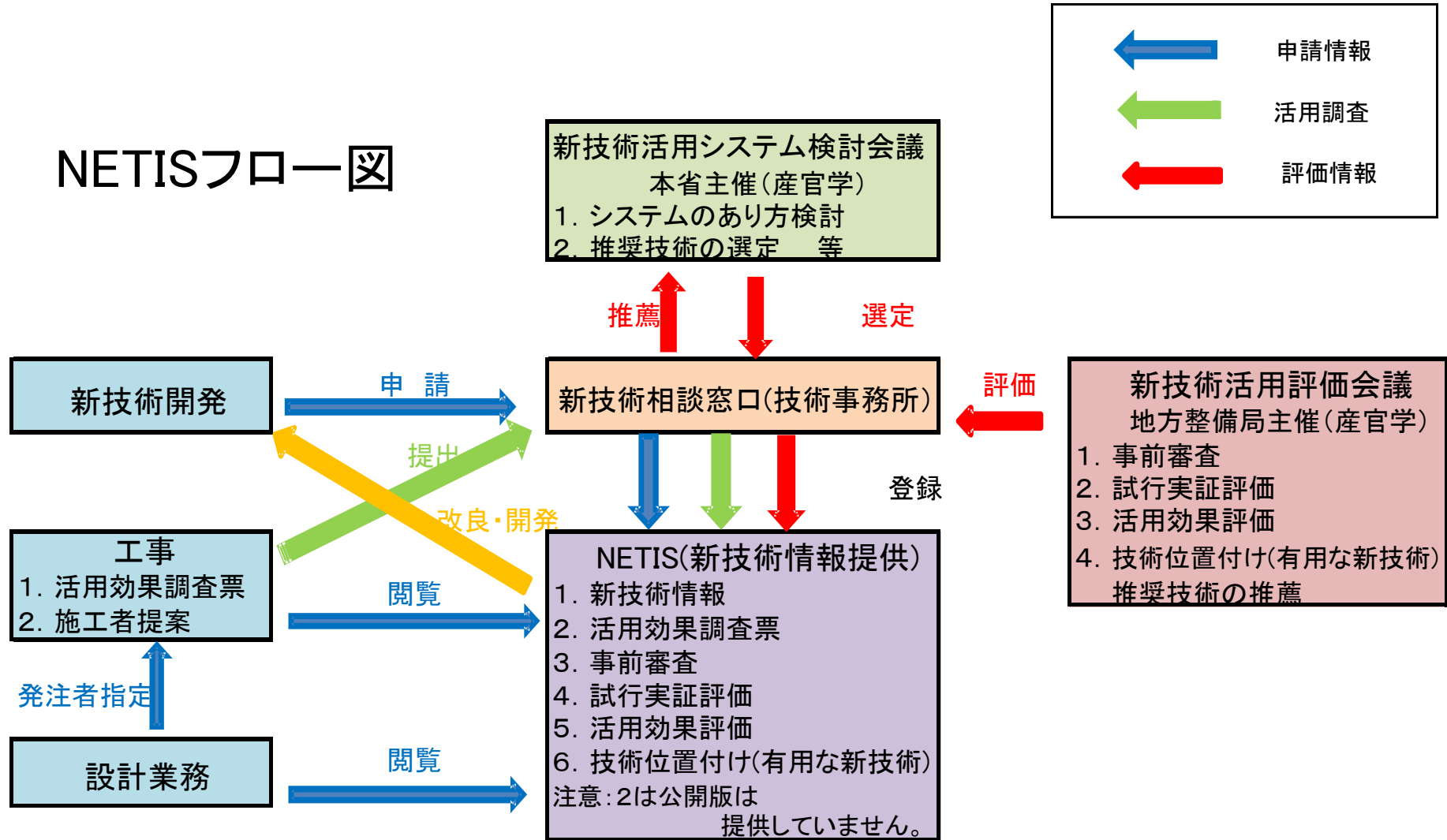
-AG(-VG・-VEG・-VRG)のGは掲載期間終了技術

-VEは、評価技術で活用調査票の報告が必要ない技術

-VRは、評価技術で活用調査票の報告が必要な技術

③NETIS活用の流れ

NETISフロー図



④新技活用術評価会議について

◆新技活用術評価会議について

- ・新技活用術評価会議は産官学の構成で各整備局毎に設置され、近畿は年4回評価会議の実施を予定しています。
- ・1会議で10技術程度の評価を実施
- ・評価技術は北海道を含む9地整で工種毎に担当を決めて評価を実施しており、近畿地方整備局は、トンネル及び橋梁を主に担当し評価しています。

◆新技活用術評価会議の内容

- ①事前審査
- ②試行実証評価
- ③活用効果評価
- ④推奨技術の推薦

推奨技術等は新技術活用システム会議で選定

◆第3回評価会議にて推奨技術を推薦

選考対象技術

NETIS登録技術のうち活用効果評価が実施された技術であって選考要件のいずれかに合致する画期的な技術として以下の者の推薦のある技術

①評価会議が推薦する技術

(「活用促進技術」のうち、主として現場における改善効果、将来性等の観点から推薦する技術)

②関係研究機関又は第三者機関等が、主として技術の画期性等の観点から推薦する技術

③その他システム検討会議の委員が推薦する技術

④新技活用術評価会議について

評価会議までのタイムスケジュール(評価技術選定からNETIS登録まで最短で4ヶ月必要)

単位 (週間前)	申請者		事務局		委員
12	依頼受理	←	技術の詳細資料の提出依頼	評価技術決定10技術程度	
11	技術資料 の提出	→	評価資料取りまとめ 活用効果調査票及び申請者からの技術資料より作成。		
10					
9					
8			局と評価資料確認		
7					
6			座長説明	委員資料送付	→ 質問事項 の検討
5					
4	回答書作成	←	質問書提出	回答を作成	← 質問書提出
3		→	回答確認		
2					
1			局と評価資料確認		
当日			評価会議		
	評価内容確認	←	新技術承認	新技術未承認	
	登録承認	→	NETIS登録	次回継続審議	
	回答書作成	←	質問事項確認 回答依頼		
		→	回答確認	次回評価会議	

活用促進技術は、優位性・特有性・現場適応性から判断する。

評価技術決定10技術程度

優先順位より選定

優先度	対象技術	備考
高い	掲載終了技術	
	未評価技術	登録年次の古い技術から選定
低い	評価済み技術	評価年度の古い技術から選定

注意: 順位が同じ場合は、活用件数の多いものから選定

⑤活用効果調査表の作成

●活用効果調査表とは

活用効果調査表は、事後評価を実施するために必要な資料。

直轄工事で試行及び活用した新技術を対象として、経済性、工程、品質・出来形、安全性、施工性、耐久性、環境などの項目について、新技術と従来技術を比較した結果を記入。

●活用効果調査表作成の流れ

活用効果調査表

発注者・施工者がそれぞれ必要な項目を記入

発注者

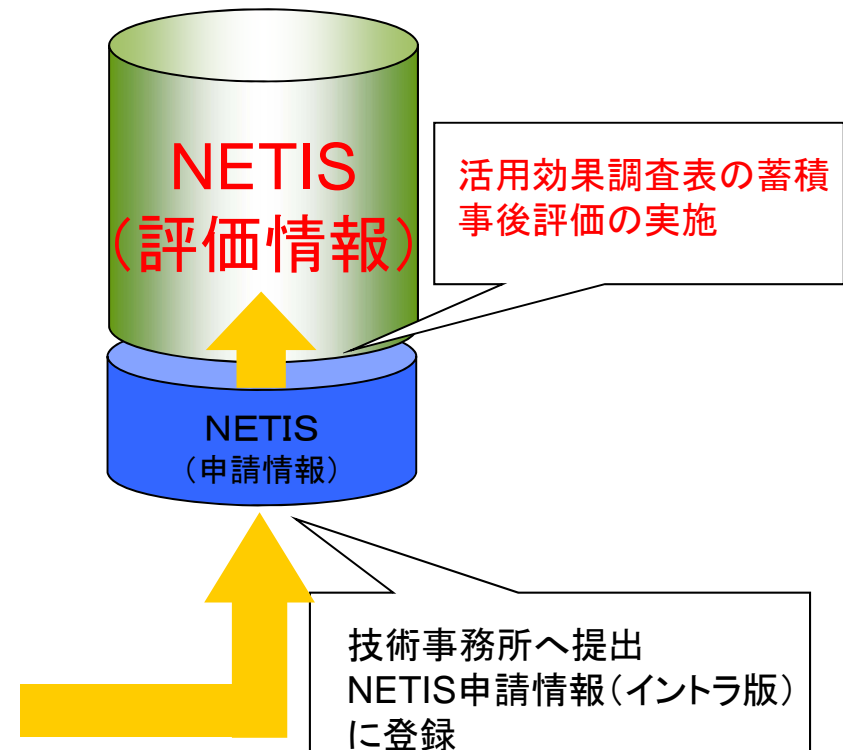
以下の項目を記入

- ・工事概要
- ・採用理由
- ・現場条件
- ・経済性等の各項目の調査結果

施工者

以下の項目を記入

- ・現場条件
- ・経済性等の各項目の調査結果



⑥NETISの掲載期限について

NETISの掲載期間について

NETISの掲載期間はNETISに登録された翌年度から5年間(最長10年間)活用期間として情報を掲載します。

-VEに指定された技術の掲載期限はNETISに登録された翌年度から10年間掲載します。

A・V・--VRに指定された技術の掲載期限は下表の通り

登録年数	登録年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
NETIS登録		→					掲載終了					
				↓	調査票5件で評価実施(AからV・VE・VRに評価)							
1回目 評価登録					→						掲載終了	
							↓	調査票10件で評価実施(VE・VR評価)				
2回目 評価登録								→				掲載終了

注意: 評価とは事前審査・活用効果評価をさします。

VE評価は登録の翌年度より10年間の掲載となります。

V・VR評価は継続評価となり評価の翌年度から5年間掲載延長

活用効果評価について

1回目の活用効果評価は登録された翌年度から5年以内に活用評価調査票が5件以上あれば実施します。

2回目の活用効果評価は前回の評価から1年以上経過し活用評価調査票が10件以上あればその技術の中から適宜実施します。

⑦NETISに登録の利点について

◆NETISに登録した場合の利点について

- ・NETISの掲載期間はNETISに登録された翌年度から5年間(最長10年間)活用期間として情報を掲載します。
- ・NETISに登録中の技術は設計業者・施工業者が検索することで活用される機会が増えます。
- ・NETISに登録中の技術は工事成績評点の加点対象になり活用される機会が増えます。
- ・NETISに登録中の技術は有効活用標が5件以上で評価会議で評価され評価情報がNETIS掲載されます。

◆総合評価落札方式の利点について

近畿地方整備局では有用な新技術を技術提案されると技術評価点が**最大で1点加点**されます。

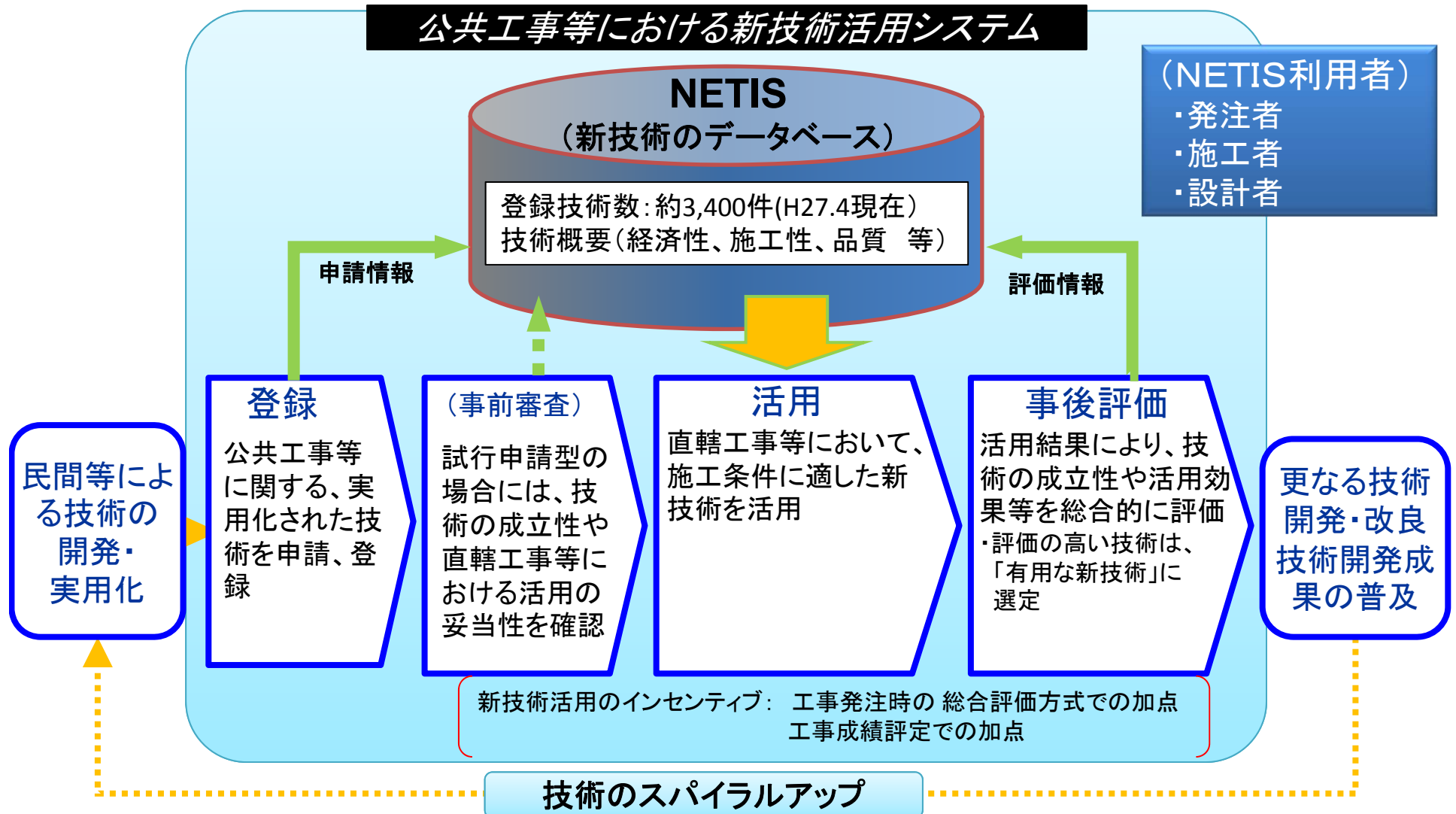
注意:整備局によって加点方法は異なります。

◆工事成績評定の利点について

施工者希望型で新技術の活用を行った場合のみ現場での活用結果により工事成績評点が**最大で3点加点**されます。

⑧活用促進について

- 有用な新技術を積極的な活用を推進することで、公共工事のコスト縮減や品質向上を図り、新技術の更なる改善が促進されるための仕組みとして、新技術活用システムを構築(平成13年度より)。
- これは、民間等により開発された新技術を、新技術情報提供システム(NETIS)にて共有・広く提供するとともに、公共工事等において積極的に活用・評価し、技術開発を促進していくためのシステム。

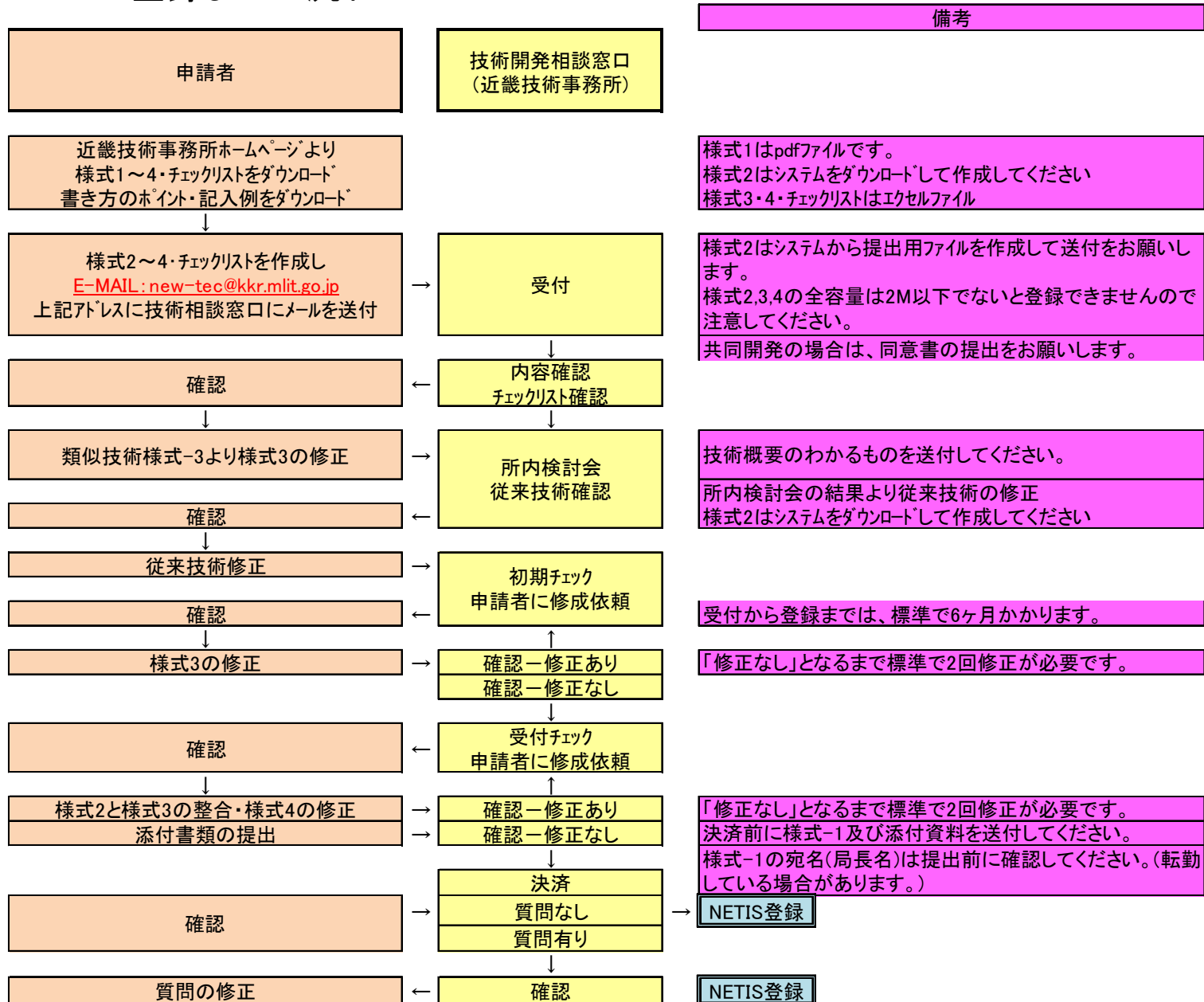


2. NETIS登録方法について

- ①NETIS登録の流れについて
- ②申請書提出先について
- ③様式のダウンロード
- ④基本的な留意事項について

①NETIS登録の流れについて

NETIS登録までの流れ



②申請書提出先について

◆登録申請について

登録申請は原則として当該技術開発者の所在地の地域にある技術事務所等に置く相談窓口申請してください。


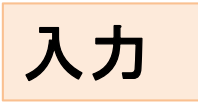
◆共同開発について

登録技術が共同開発の場合は別途資料を参考に共同開発同意書を提出してください。

③様式のダウンロード

近畿技術事務所ホームページの検索

検索サイトで検索します。

近畿技術事務所 国土交通省近畿地方整備局  

ウェブ検索結果

近畿技術事務所 - 国土交通省近畿地方整備局 

交通アクセス - 新技術情報 - 近技の紹介 - 情報データベース


近畿技術事務所 ... 技術を育み、未来を拓く「建設技術の総合センター」。もっとふれあうテクノロジー ... 2013/02/27, 情報データベース「近畿地方整備局管内の一級河川の 水文状況について」を更新しました。new. 2013/02/08, 発注・入札情報「一般競争入札 ...

www.kkr.mlit.go.jp/kingi/ - キャッシュ

近畿技術事務所：新技術情報 - 国土交通省近畿地方整備局

国土交通省では、平成13年度から、有用な新技術の活用を円滑に進めるために、新技術に関する情報の収集や発注者間での共有、現場への試行導入の手続き、導入の効果の検証・評価という一連の流れをシステム化した技術活用のシステムの運用を開始 ...

www.kkr.mlit.go.jp/kinai/develop/index.html - キャッシュ

近畿技術のホームページへ 

③様式のダウンロード

近畿技術事務所ホームページ



ここをクリック

このページに移行



ここをクリック

次のページへ

③様式のダウンロード

各様式をクリックすると様式集に移行します。移行時に同意の確認がありますので「OK」をクリックしてください。

ここをクリック

ここをクリック

各様式をクリックすると様式等が開きますので「名前をつけて保存で」データを取り込んでください。

近接技術情報 | 新技術情報 | 情報データベース | 防災センター | 交通/リアルフリー | 技術開発相談室

新技術情報
Development

新技術情報 TOP

- 一般公開NETIS
- パンフレット
- パンフレット
- 「NETIS新規登録」の流れについて
- 「登録様式のダウンロード」について
- 「登録についての留意事項」について
- 「NETIS実務・技術申請」の流れについて
- 「NETIS搭載情報の変更・更新申請書」について
- 「NETIS登録種別」について
- 「O&A」について
- 「NETISに関するお問い合わせ先」について

NETIS（新技術活用情報）

「NETIS新規登録」の流れについて

1)申請に必要な様式の入手

- ▼ 様式-1 申請書
- ▼ 様式-2 技術概要説明資料
- ▼ 様式-3 詳細説明資料
- ▼ 様式-4 比較表

▼ チェックリスト

2)必要な登録書類の作成

▼ 必要な登録書類の作成については以下の記入方法を参照しながら作成してください。

▼ 【書き方のポイント】

- ▼ 様式-2 技術概要説明資料
- ▼ 様式-3 詳細説明資料
- ▼ 様式-4 比較表
- ▼ 【記入例】
- ▼ 様式-1 申請書
- ▼ 様式-2 技術概要説明資料
- ▼ 様式-3 詳細説明資料(内部版)
- ▼ 様式-3 詳細説明資料(公開版)
- ▼ 様式-4 比較表
- ▼ 添付資料の中表紙
- ▼ 【チェックリスト】
- ▼ チェックリスト

※作成後必ずチェックリストにてチェックをお願いします。
チェック済と認められないものは受付られませんのでよろしくお願します。

③様式のダウンロード

各様式(様式2以外)をクリックすると様式等が開きますので「名前をつけて保存で」データを取り込んでください。

ここをクリック

様式2については、ダウンロードシステム (NewTech7700.exe)を実行しシステムをインストールしてください。

記入例については、前ページのものを使用してください。

申請情報(新技術概要説明情報)	評価情報(活用効果調査表等)
NETIS(申請情報)への登録申請に必要な書類は以下のとおりです。ただし、必ず申請しようとしている地方整備局の技術事務所のホームページを確認して下さい。	事後評価に必要な申請書等です。「公共工事等における新技術活用システム」運用マニュアル等を確認して下さい。
<ul style="list-style-type: none"> ・様式1 申請書 ・申請書(様式-1)は必ずA3で両面印刷し、二つ折りにして提出してください。表裏2枚をのり付けしたもの、表裏一枚ずつのままのもの等で提出された場合は、受理出来ません。 ・掲載内容には必ず代表者印を押してください。 ・誤記等の記載ミスも虚偽記載として扱われる場合があります。ため、慎重に記入してください。 ・様式1-15 申請情報の変更・更新申請書 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1-7 試行・評価申請書 ・様式1-8 試行希望調査 ・様式1-13 活用申請書 ・様式1-14 試行申請に関する同意書 <p>フィールド提供型の場合は、技術提案の募集時に別に定める技術資料の提出様式とします。なお、発注者指定型は申請を必要としません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・様式2 技術概要説明資料 記入例 資料作成システム(新技術情報入力システム)のダウンロード画面へ移動します。 新技術情報入力システム操作マニュアル (Ver.2.0XX版) 2009.3.27付 	<p>事後評価のための調査表です。新技術の活用等を行う際に必要となるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試行調査表 ・活用効果調査表 <p>調査表作成システム(活用効果調査入力システム)のダウンロード画面へ移動します。活用効果調査入力システムでは以下の様式が作成できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式IV-8-3 活用効果調査表(3)/請負者・技術開発者側提出用 活用効果調査入力システム操作マニュアル (Ver.2.0XX版) 2012.8.10付
<ul style="list-style-type: none"> ・様式3 概要説明資料 記入例 ・様式4 比較表 記入例 <p>NETIS掲載情報の取り扱いについて、実施規約同意書をご確認の上、提出して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施規約同意書 <p>詳細は実施要領の別添7(2)に記載があります。また、実施要領、実施要領別紙もご覧ください。</p>	
<p>申請・相談窓口一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術事務所等のホームページへのリンク一覧 <p>各地方整備局の技術事務所ホームページへのリンク一覧です。新技術に関する申請ページをご覧ください。</p>	

このシステムはInternet Explorerの文字サイズ「小」で開発しております。 [プライバシーポリシー](#)
 二 / 著作権等について

④基本的な留意事項について

様式の記入方法から登録までの留意事項をまとめましたので書類作成時・修成時に参考にしてください。

新技術登録申請にかかる「基本的な留意事項」

H28.3.29作成

※赤文字は、特に重要ですので、確認して下さい。

	項目	留意事項
1	基本的考え方及び審査の進め方	<ul style="list-style-type: none"> ・NETIS新規登録の資料では、顧客(国土交通省の技官)が知りたい情報の提供が求められる。申請者がアピールしたい情報のみが記載される場合が多い。顧客が理解できる情報の内容にならないと質問回数が増える場合がある。 ・近畿においては、様式3の内容の証明は添付資料により確認できることが必要となる。さらに様式3に記載のないものは、様式2や様式4に記載できないことになっている。 ・審査の進め方 <ul style="list-style-type: none"> ①第1段階 従来技術が妥当かどうか所内検討会で確認 ②第2段階 <ul style="list-style-type: none"> 1. 初期チェック(チェックポイント、様式3は事例と形態が整合) 2. 初期確認(チェックポイント、様式3は評価項目小の内容と①③④の整合や①②⑧の整合等) ③第3段階 <ul style="list-style-type: none"> 1. 受付チェック(チェックポイント、様式2と様式3の内容の整合) 2. 受付確認(チェックポイント、様式3の評価項目小、③、④に対する様式2の内容確認等) ④事務所内決裁 ⑤登録 <p>の順序で進めるが、各段階で質問回数が増える場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式1申請書は、所内検討会による質問に対する回答時に提出。 ・添付資料については、受付チェックの回答時に郵送で提出。(発送日を必ず記入。) 添付資料の作成方法は、下記に記載。 審査途中で変更する資料の場合、差し替えで変更箇所のみ送付。(変更箇所以外も送付されると、前回提出資料のどこを変更したのかわかりにくい)修正される内容については開発者の責任で行う。
①第1段階		
2	従来技術	<ul style="list-style-type: none"> ・従来技術の設定が妥当かどうか所内検討会で確認し修正が必要な場合は申請者に報告し修正を行う。

④基本的な留意事項について

②第2段階 1. 初期チェック

3	様式3の基本的考え方等	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3が詳細説明資料、様式2が技術概要資料という扱いのため様式3が一番重要。 ・様式3は、感覚的にこうなると言うような記載をせず、実験値及び文献等を根拠として記載する。 ・評価項目大と中は変更せず、評価項目小は様式2で記載したい内容を記載する。 ・評価項目小は何行でも追加してもよい。 ・記入例を参照して作成すること。 ・各セルの幅は公開版作成時に困るため変更せず、各セルの高さを高くして対応する。
4	従来技術の設定と経済性について	<ul style="list-style-type: none"> ・従来技術は、施工者の立場に立って通常使用される従来技術を選定し、同条件で比較すること。 ・経済性が向上になるような従来技術の選定を行わない。(登録後の活用効果調査表において登録の従来技術が記載されず評価対象(データ棄却)にならないので評価されにくくなるため。)
5	工程について	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時間の短縮等の評価は施工性で行うため工程では下記のように評価する。 ・工程(作業日数)と作業時間について、作業時間が少ないので工程短縮との表現があるが、作業時間が小さくても工程が短縮できない場合がある。あくまでも工程は、施工に関する全工程を記載し、作業時間で比較しないこと。ただし評価項目中「合理化」の評価項目小として、「作業時間短縮」を追加してもよい。
様式3について		
6	【区分】、レベル1ーレベル2(左上)	・【区分】は様式2の表紙の区分と整合、レベル1ーレベル2は様式2表紙の分類1のレベル1とレベル2を記載。
7	技術の名称	・技術の名称は様式2と合わせる。
8	開発会社名	・開発会社名は様式2と合わせる。
9	NETIS登録番号	・NETIS登録番号は「 <input checked="" type="checkbox"/> 未登録」と記載し、「 <input type="checkbox"/> 登録済み:登録番号【 】」は変更更新時に追記する。
10	申請先の地方整備局	・申請先の地方整備局は「近畿地方整備局 近畿技術事務所」と記載する。
11	分類	・様式2分類1のみ記載する。

④基本的な留意事項について

12	使用可能な工事の種類	・様式2の概要③に合わせる。
13	比較対象とする従来技術の名称	・従来技術の名称は様式2に合わせる。
14	比較対象とする従来技術の選定理由	・「選定理由」は、「従来技術は国土交通省の土木工事標準歩掛に載っているものであるため。」や「〇〇工の施工では、従来技術の使用が一般的であるため。」等と記載する。
15	評価項目 大 経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・NETISでは材料・製品等であっても施工した場合、どうなるのかが重要となる。そのため材料費、機械経費、労務費(人件費)等をそれぞれを比較してどうなるのかを記載する。 ・イニシャルコストは様式2と合わせる。「〇/10m³」等と記載する。 ・金額は直接工事費(業務では直接経費)を記載する。 ・新技術や従来技術の積算条件はコストを出された想定条件を記載すること。施工内容をイメージしやすいように具体的に記載する。 ・ランニングコストを記載する場合は、下記「耐久性」欄等にランニングコストで比較する理由を記載する必要がある。
16	●様式3のチェックポイント	<p>1. ①欄・②欄と⑧欄が関連(次のどのパターンか確認すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パターン1として評価項目小の項目で公的な基準がある場合は⑧にその基準の名称例えば「土木工事安全施工技術指針」等を記載、①欄はその内容を記載、②欄は「現行基準に適合」となる。 ・パターン2として評価項目小の項目で社内基準がある場合は⑧が「社内基準」等を記載、①欄はその内容を記載、②欄は「自社基準に適合」となる。 ・パターン3として評価項目小の項目で現行基準と社内基準がない場合は⑧を「従来技術」と記載、①②は「一」を記載。 ・パターン4として評価項目小の項目で現行基準と社内基準がなくさらに従来技術の数値等がない場合は⑧が「一」を記載、①②は「一」を記載、④は「比較対象外(比較データがない等)」と記載する。 <p>2. 評価項目小と①③④欄が関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まず評価項目小の質問に対して①③④欄が答えとなっているか確認すること。 ・次に③欄と④欄が比較されているか確認すること。 ・③欄は「申請技術は」などの書き出しで申請技術について記載する。 ・④欄は申請技術の優劣について、「向上」・「同程度」・「低下」等の結果を記載、改行して、従来技術のことを記載する。 <p>主語については「従来技術は」もしくは「従来技術の〇は」等の書き出しで記載する。 また従来技術と申請技術が比較できない場合は「比較対象外」とする。</p> <p>3. ③欄と⑤⑥⑦欄が関連</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③欄は、⑤⑥⑦欄の内容に基づいて、具体的に数値等で記載する。 ・③欄記載内容は何によるのかを⑤欄に「国土交通省〇件、公共機関〇件、民間〇件の施工実績による」や「〇〇試験による」等と記載、⑥は「施工実績による自社確認」や「試験による自社確認」や「試験による〇〇センター確認」等と記載、⑦はその資料名称「添付資料〇施工実績一覧表」や「添付資料〇〇試験結果」等と記載する。 ・原則③欄は①欄の内容以上である(それぞれの基準に適合)場合が多い。

④基本的な留意事項について

17	評価項目 大 安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目中「構造」の評価項目小は、全ての技術で「技術の成立性」を記載し、③に「申請技術は、△工において○を改善した技術であり、技術の成立性は各種実験や試験施工、施工実績において、確認されている。」等と記載する。また①②④⑤⑥⑦⑧は「一」とする。 ・評価項目中「構造」の評価項目小で、「工法内容」や「製品概要」等について記載する。 ・評価項目中「施工段階」の評価項目小の「作業員に対する事故等の発生」と「第三者に対する事故等の発生」は、実際の施工時に事故があったのかなかったのかを記載する。 ①は「土木工事安全施工技術指針：第2章安全措置一般：第1節による。」②は「現行基準に適合」④は「同程度 従来技術の安全性は確保されている。」⑤は「国土交通省○件、その他公共機関○件の施工実績による」⑥「施工実績による自社確認」⑦「添付資料○『施工実績一覧表』」⑧「土木工事安全施工技術指針」等と記載する。
18	評価項目 大 耐久性	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目大「耐久性」では、材料・製品・工法・システム・機械(以下「材料等」)そのものの性質などを記載する。 ・評価項目中「物性」の評価項目小は、材料等そのものの性質等をして、「耐候性」・「耐食性」等を記載する。 ・評価項目中「形状」の評価項目小は、材料等の形状について記載する。 ・評価項目中「能力」の評価項目小は、材料等の能力について記載する。
19	評価項目 大 品質・出来形	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目大「品質・出来形」では、施工現場における対応を記載する。 ・評価項目中「材料」の評価項目小は、施工現場における材料等の種類や品質管理事項等を記載する。 ・評価項目中「施工」の評価項目小は、施工現場における材料等を使用しての施工方法等を記載する。 なお施工方法③記載内容は様式2の施工方法に合わせる。 ・評価項目中「完成物」の評価項目小は、施工後の確認事項として出来形管理結果等を記載する。
20	評価項目 大 施工性	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目中「合理化」の評価項目小は、「所要日数」等と記載し、様式2の内容を③に記載、イニシャルコストの材料製作、据付日数等を記載する。 また評価項目中「合理化」の評価項目小として、「作業の省力化」「作業時間短縮」等について記載してもよい。 ・評価項目中「現場条件」の評価項目小は、「作業スペース」、「施工スペース」、「仮置スペース」等と記載し、どのくらいのスペース(幅○m×長さ○m=面積○m²)が必要か記載する。 なお現場条件の③記載内容は様式2の適用条件②に合わせる。 ・評価項目中「適用範囲」の評価項目小は、「適用可能な範囲」等を記載する。 なお適用可能な範囲の③記載内容は様式2の適用範囲①に合わせる。 ・評価項目中「自然条件」の評価項目小は、「気象条件(風、雨、積雪、気温)」等を記載する。 なお自然条件の③記載内容は様式2の適用条件①に合わせる。 ・評価項目中「施工管理」の評価項目小は、「出来形管理の項目や頻度等」を記載する。 ・評価項目中「難易度」の評価項目小は「熟練工依存度」として、施工歩掛りにより業種等を③④に記載する。

④基本的な留意事項について

21	評価項目 大 周辺 環境への影響	<p>・評価項目中「周辺環境への影響」評価項目小に「省資源」「廃棄物量」「生態系」「CO2排出量」「騒音」「振動」「交通規制状況」等を記載する。 なお「騒音」と記載する場合、③「騒音は重機より10mの地点で0dB。」④は「向上 従来技術の騒音は重機より10mの地点で0dB」等と記載する。</p> <p>・評価項目中「作業員環境」は、評価項目小を「保護具の使用」「粉じん対策」「職業疾病罹災リスク」等を記載する。 なお「職業疾病罹災リスク」を記載する場合、①「土木工事安全施工技術指針：第2章安全措置一般：第1節による」②「現行基準に適合」③「申請技術は職業疾病罹災リスクがない。」④「同程度 従来技術は職業疾病罹災リスクがない。」⑤は「国土交通省〇件、その他公共機関〇件の施工実績による」⑥「施工実績による自社確認」⑦「添付資料〇『施工実績一覧表』」⑧「土木工事安全施工技術指針」等と記載する。</p>
<h3>②第2段階 2. 初期確認</h3>		
22	初期チェック確認内容	<p>様式3の主なチェック項目</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済性で金額の記載内容が正しいか。 2. 経済性で従来技術、申請技術の積算条件がわかりやすいか。 3. 安全性以下で、評価項目小の内容と①欄、③欄、④欄の整合が取れているか。 4. 安全性以下で、①欄、②欄、⑧欄の整合が取れているか。 5. 安全性以下で、③欄、④欄の比較内容がよいか。 6. 安全性以下で、③欄と⑤欄、⑥欄、⑦欄の整合が取れているか。
<h3>③第3段階 1. 受付チェック</h3>		
23	受付チェックの基本的 考え方等	<p>・様式2は、記入要領を参照して作成して下さい。 ・受付チェックでは様式2と様式3の内容の整合を確認。 ・様式3が詳細説明資料、様式2が技術概要資料という扱いのため様式3が一番重要。</p> <p>様式2の内容(名称、副題、分類、キーワード、開発目標、概要(アブストラクト)、概要、技術のアピールポイント、新規性及び期待される効果、適用条件の①自然条件②現場条件、適用範囲①適用可能な範囲、比較する従来技術、活用の効果、活用の効果の根拠の経済性と工程、施工方法等)が様式3で確認できないものは、様式2から削除することになる。 (様式2に記載したければ様式3で確認できること。)</p>

④基本的な留意事項について

様式2について		
24	技術名称	・一般的な技術名称や将来変更の可能性のあるものは、変更する。
25	副題	・名称と副題はセットで考える。 ・副題は、一般的な表現で申請技術がわかりやすい内容の短文として記載する。
26	分類	・最も使用する機会の多いものを第1に記載する。
27	キーワード	・3つ以内にする。自由記入も3つまで記載できる。 ・文章ではなく単語で記載する。
28	開発目標	・3つ以内にする。
29	開発体制	・共同開発の場合は、共同開発者の同意書を作成する。 書式は自由であるが、共同開発者から①NETISの実施規約に同意する旨。②当該新技術のNETIS登録に際して御社が申請窓口となることに同意する旨。の同意書を申請者に提出してもらい、そのコピーを提出する。
30	概要(アブストラクト)	・工事のどの場面で使用できるか記載する。 ・「本技術は、〇〇について△△する技術であり、従来は□□で対応していた。本技術の活用により◇◇が期待できる。」ような内容で、記載する。
31	概要	1. 「概要」①では 新技術の概略を1～2行で説明してから、新技術の内容(仕組・原理、材料・施工方法、装置構成等)～特長を箇条書きする。(ここを読むだけで新技術の概要が理解できる記述が求められる。) なお様式3の評価項目小「工法内容」や「製品概要」等の③と合わせるとわかりやすい。 2. 「概要」②では 従来技術の概略を1～2行で説明してから、従来技術の課題を箇条書きする。(この場合「比較対象の従来技術(1種類のみ)」について記載する) なお様式3の評価項目小「工法内容」や「製品概要」等の④と合わせるとわかりやすい。 3. 「概要」③では ・様式3の使用可能な工事の種類に合わせる。 4. 「概要」④では ・新技術の技術名称が一般名称でない場合及び土木分野で一般的でない略語、単語については、「④その他」として分かり易い説明を記載する。

④基本的な留意事項について

32	技術のアピールポイント	※「技術のアピールポイント」では、『「概要」②で箇条書きした従来技術の課題を「新規性及び期待される効果」②期待される効果は?(新技術活用のメリットは?)のように解決した。それは「新規性及び期待される効果」①で箇条書きした新規性があったからである。』というシナリオのあらすじを記載する。
33	新規性及び期待される効果	3)「新規性及び期待される効果」の①では 従来技術の課題を新技術で解決できたのは「新技術に“このような新規性”があるからである。」という観点で新規性を箇条書きする。(その際、新規性だけにして効果は記述しない) 4)「新規性及び期待される効果」の②では “「概要」②”で箇条書きした従来技術の課題を、新技術ではどのように解決したかを箇条書きに記載する。 ※概要の①と②と新規性及び期待される効果の②は、ストーリー性を念頭に記述する必要がある。このストーリーから当該新技術のアピールどころを読み取り、そのことを念頭に置きながら様式3を構成する。
34	適用条件	※出来る限り定量的に記載する。 ①自然条件 ・様式3の自然条件と合わせる。 ②現場条件 ・様式3の現場条件と合わせる。 ・作業スペース、施工スペース、仮置きヤード等を記載する。 ③技術提供可能地域 ・全国であれば「日本全国技術提供可能」、近畿地域であれば「大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県の近畿地域」、〇県地域であれば「〇県」等と記載する。 ④関係法令等 ・法令のみ記載して下さい。基準は「適用範囲」④に記載。
35	適用範囲	※出来る限り定量的に記載する。 ①適用可能な範囲 ・様式3の適用範囲と合わせる。 ②特に効果の高い適用範囲 ③適用できない範囲 ④適用にあたり、関係する基準およびその引用元
36	留意事項	※申請技術を施工等実施に当たり、留意事項を記載する。

④基本的な留意事項について

37	比較する技術	・様式3と合わせる。	<p>現状の「活用の効果」はイメージで作成しますが、様式3での定量値比較で「向上」が主張でき、その裏付けが添付資料で確認できなければ取り下げて頂くことになります。逆に様式3が固まった時点で当初想定外の項目で「向上」を主張できる場合もあります。</p> <p>様式2、様式3、添付資料の関係は下図の通りです。</p> <div style="text-align: center;"> <p>様式2での主張</p> <p>様式3の定量値比較で裏付</p> <p>定量値の採取元である添付資料 「試験・実験報告書等」での定量値確認</p> </div>
38	活用の効果 経済性	・様式3と合わせる。	
39	活用の効果 工程	・様式3と合わせる。	
40	活用の効果 品質	・様式3と合わせる。	
41	活用の効果 安全性	・様式3と合わせる。	
42	活用の効果 施工性	・様式3と合わせる。	
43	活用の効果 周辺環境への影響	・様式3と合わせる。	
44	活用の効果の根拠	<p>・経済性は様式3の経済性と合わせる。</p> <p>基本的に新技術及び従来技術の内訳ではイニシャルコストのみを記入し、材料費と施工費に分けて記載する。できるだけ1式の記載はやめて、数量を記載する。</p> <p>ランニングコストを記載する場合は、コストタイプを「サイクルコスト型D(Ⅱ)型等」を選び1・3・5・10年にランニングコスト金額を記載する。</p> <p>・従来技術は、国土交通省の土木工事標準歩掛(施工人数)や一般歩掛等で仮想積算をして下さい。新技術は自社歩掛等で積算をする。</p> <p>事例として多くある間違いは、材料の新技術で材料費のみの比較とすることで、基本的に施工数量当たりの材料費、労務費、機械経費等を積み上げて仮想積算で比較する。</p>	
45	施工単価	<p>・この欄の1行目から、様式3イニシャルコストの新技術及び従来技術の積算条件等を記載する。</p> <p>「○の100m2当たりの△施工費用を見込んでいる。○厚さは○cm、・・・」等検討して下さい。</p> <p>・「* 自社歩掛」と記載される場合は、見積もりではなく歩掛を出してくれと言われた場合、出せるとともにその歩掛は変更しない。現場により変わるものもだめです。「この条件であれば全国この歩掛を使用するというものになる。見積もりだけなら、ここでは自社歩掛のチェックをやめる。</p>	
46	施工方法	・新技術の一般的な施工方法を記載する。	
47	残された課題と今後の 開発計画	<p>①今後の課題は、現在の新技術で考えられる課題を記載する。</p> <p>②対応計画は、①の課題に対して何を検討していくか記載する。</p>	

④基本的な留意事項について

48	実績件数	・添付資料で件数の根拠が必要。
49	国土交通省における施工実績	・工事名を確認して記載する。CORINS登録番号はわからないのか確認。 CORINS登録番号がわからない場合は、事業種類欄を「その他」とする。 ・施工開始、施工終了は工事の契約工期(全体工期)を記載する。 ・開発年以降分を記載する。
50	国土交通省以外の施工実績	・工事名は、正式な名称を記載して下さい。コリンズ番号も記載する。 ・施工開始、施工終了は工事の契約工期(全体工期)を記入する。 ・開発年以降分を記載する。
51	特許・実用新案	・「特許・実用新案」の詳細が記載されていない場合がある。 その原因として旧のシステムで記載されているのが見受けられる。(バージョンアップされている) この場合①現ファイルを安全のため保存する②新システムをダウンロード③新システムにより現ファイルを読み込む④特許・実用新案」の詳細を記載⑤提出用新ファイルを作成の順序で確認。
52	実験等実施状況	主要な試験・実験に関する添付資料中表紙の内容を記載する。 (後述67を参照し、試験・実験毎に「資料番号」「資料名称」「試験名称」「試験目的」「試験方法と試験実施機関名称」「試験条件(数値採取条件)」「試験結果」「判定基準」「考察」を箇条書きにする。)
53	第三者評価・表彰等	・第三者評価は、14団体のみ、その他別の他省庁のみ、14団体以外の法人等は対象外となる。
54	添付資料	・添付資料の名称を記載する。 様式3の「⑦添付資料名・番号」に記載している添付資料名・番号と合わせる。 なお様式3の⑦に記載のない添付資料も記載する。
55	その他	・施工中、施工後等の写真を付ける。

③第3段階 2. 受付確認

56	受付チェック確認内容	様式2、様式3、様式4の主なチェック項目 1. 様式2の経済性で、様式3の内容と整合が取れているか。 2. 様式2の経済性以外で、様式3の評価項目小、③欄、④欄と様式2の内容が整合しているか。 3. 様式4で、様式3の内容と整合が取れているか。
----	------------	---

④基本的な留意事項について

様式4について		
57	様式4全般	<ul style="list-style-type: none"> ・記入要領を参照して作成する。 ・新技術の名称は、様式2、様式3と合わせる。
58	従来技術	<ul style="list-style-type: none"> ・「技術名称」は様式2、様式3と合わせる。
59	類似技術	<ul style="list-style-type: none"> ・「NETIS番号」のあるものを記載する。
60	経済性、工程、現場条件、安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、様式3の内容をコピーする。
61	品質	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、品質は様式3の評価項目大耐久性から評価項目大品質・出来形の評価項目中材料の内容をコピーする。
62	出来形	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、出来形は様式3の評価項目大品質・出来形のうち評価項目中施工と完成物の内容をコピーする。
63	設計条件	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、設計条件は何もなければ、様式3の評価項目中の適用範囲の内容をコピーする。
64	周辺環境	<ul style="list-style-type: none"> ・様式3の内容をコピーする。
65	評価	<ul style="list-style-type: none"> ・従来技術は評価しないので、“—”を記載する。 ・新技術及び類似技術については、従来技術に比べ、著しく向上→“◎” 向上→“○” 同程度→“△” 低下→“×”で評価を記載する。 ・なお評価の目安として、数値の記載がある場合、10%以上向上が「◎」、10%以下であれば「○」、数値の記載がない場合、向上の項目が1項目であれば「○」、2項目以上であれば「◎」とする。
様式1申請書について		
66	あて名	<ul style="list-style-type: none"> ・「近畿地方整備局長 山田 邦博」で作成。 ・* 異動等により変更がありますので、記入時には局長名を近畿技術事務所等に確認してください。

④基本的な留意事項について

添付資料について

68	添付資料の作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・添付資料全体の目次一覧表を添付資料の最初に付ける。 ・様式2の「添付資料」欄に記載した資料名称、資料番号等と合わせる。 ・各添付資料の前には中表紙を付けて「資料番号」「資料名称」「試験名称」「試験目的」「試験方法と試験実施機関名称」「試験条件(数値採取条件)」「判定基準」「試験結果」「考察」等をあらかじめ記載する。なお、論文等から引用した場合は該当するページ番号も記載する。 ・中表紙は写真等を記載の根拠資料とする場合も含めて、全ての記載根拠資料に必要である。 ・独自の中表紙を作成されても多くの場合、方法と条件、結果と考察等に混在が見られる。下の「中表紙雛形」を参照して作成する。上手に作成すれば中表紙の内容はそのまま様式3へ転記できる。 <div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>中表紙を適切に作成すると様式3の作成が効率的に行える。</p> <p>「中表紙の各項目」⇒「様式3の各列」とリンクする場合が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「資料番号」「資料名称」⇒「⑦添付資料名・番号(根拠データ等)」 ・「試験名称」「試験目的」⇒評価項目「小」への記載項目の主旨 ・「試験方法と試験実施機関名称」⇒「⑥実証方法・機関」 ・「試験条件(数値採取条件)」⇒「⑤申請技術の数値採取条件」 ・「判定基準」⇒「①現行基準値等」・「試験結果」⇒「③申請技術について実証により確認した数値等」 ・「考察」⇒「④従来技術との比較<結果>」へのコメント </div>
----	-----------	--

④決済の質問

68	決済での質問内容	<ul style="list-style-type: none"> ・決済における質問や意見の問い合わせ。
----	----------	---

【共同開発同意書参考例】

〇〇〇〇〇〇【技術名称】のNETIS登録に関する覚書

△△△△株式会社【NETIS申請者】および□□□□株式会社【同意者】は、共同開発した〇〇〇〇〇〇のNETIS登録に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条 △△△△株式会社はNETIS登録、維持に関する窓口機関として全ての手続きを自己の負担で行うものとし、□□□□株式会社は△△△△株式会社に協力するものとする。

第2条 △△△△株式会社と□□□□株式会社はNETIS実施規約に同意し、同規約に定められたNETIS申請者に係る責任の全てを△△△△株式会社が負うものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、△△△△株式会社および□□□□株式会社が各1通を保有する。

平成 年 月 日

【NETIS申請者】

住 所
会 社 名 △△△△株式会社
代表者氏名 印

【同意者】

住 所
会 社 名 □□□□株式会社
代表者氏名 印

※ 同意書は自由様式であり、上記は同意書の参考例ですのでこだわる必要はありません。

共同開発者からの「①NETISの実施規約に同意する旨」、「②当該新技術のNETIS登録に際して御社が申請窓口となることに同意する旨」が記載された同意書を御社宛に提出して頂き、その写しを提出してください。

注意:表示の都合で横長二していますが、提出は、A4縦長で提出をお願いします。

NETISの登録方法について

— 終了 —